

## 特別支援教育部会における検討事項について（案）

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提に、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参画を一層推進するため、以下の事項を検討してはどうか。

### 1. 特別支援教育における、

① 社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導、カリキュラム・マネジメントの在り方。

### 2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、

- ① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。
- ② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。
- ③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。
- ⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。

### 3. 特別支援学校において、

- ① 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。
- ② これからの時代に求められる資質能力を踏まえた、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実。
- ③ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。

### 4. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、

- ① 子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現

など

## 特別支援教育部会における議論の取りまとめ（素案）

（はじめに）

- 特別支援教育における教育課程の改善・充実については、平成26年11月に中央教育審議会に対して行われた諮問において、全ての学校における発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくための見直しや、特別支援学校における自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善などが求められたところである。
- 中央教育審議会に設置された教育課程企画特別部会においては、教科等の枠を超えた視点から、教育課程の総体的な構造の在り方など、改訂の基本的な考え方について議論が重ねられ、昨年8月に「論点整理」が取りまとめられた。
- この「論点整理」においては、特別支援教育について、全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提として、幼稚園教委要領、小・中・高等学校学習指導要領において特別支援教育に関する記述の更なる充実や、障害の状態の多様化に対応した特別支援学校学習指導要領の改善・充実、さらに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間での教育課程の円滑な接続などについての検討の必要性を示している。
- 特別支援教育部会においては、この「論点整理」を受けて、平成27年11月より、具体的な改善・充実の方策について専門的な議論を開始した。
- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の在り方、特別支援学校の教育課程の改善・充実について検討を行うとともに、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と特別支援学校との教育課程の連続性について検討を行った。
- 同年12月より、高等学校における特別支援教育の推進に係る調査研究協力者会議において、高等学校における通級による指導の在り方についての制度設計について検討を行ったことをもとに、高等学校における通級による指導に係る教育課程にかかる論点について検討を行った。

### 1. 特別支援教育の意義

- 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- 我が国が平成26年に批准した、障害者の権利に関する条約においては、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念の実現を目指している。
- 平成28年4月より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が施行され、国・地方公共団体等や民間事業者が行う事業にお

いて、障害者に対する不当な差別的取扱いは国公立を問わずに法的に禁止され、合理的配慮の不提供の禁止は、国・地方公共団体等では法的義務、民間事業者では努力義務となっている。

- 合理的な配慮については、障害者が社会的障壁を除去するような具体的な変更や調整（合理的配慮）を申し出ることを保障し、事業者等が、過重な負担でないと考えられる範囲で、合理的な配慮を提供することとしている。教育分野では、学校等の関係者が障害のある児童生徒等や保護者と建設的な対話を行い、合意形成を行うことが求められている。

## 2. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育

### （1）現状と課題

#### ① 幼稚園

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした園内の支援体制を構築するとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用して、一人一人の教育的ニーズに応じた教育・支援を行う園が増えている。
- 半面、乳幼児健診などの情報を得ることが難しく、入園当初からの支援に苦労している園もある。
- 幼稚園においては、発達途上で個々の成長の幅が大きい年齢期であるため、実態把握が難しいことや、幼児の園の集団生活における行動と家庭での行動との違いが生じやすいために幼児の困難さを保護者が理解しにくいケースがある。

#### ② 小学校、中学校

- 特別支援学級が設置されているほか、通常の学級に在籍し「通級による指導」が行われるなど、一人一人の障害の状態等に応じた特別支援教育の充実が図られてきている。
- 近年、特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数の増加が続いている。通常の学級においても、発達障害の可能性のある児童生徒が在籍している（平成24年調査で6.5%（推計値））ほか、学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校に就学できる障害種・障害の程度）に該当する児童生徒も在籍している。
- 特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒数が増加している理由として、それぞれの指導について一定の成果があがっていることや、保護者の理解が得られていることなどが挙げられている。

#### [特別支援学級]

- 小・中学校における特別支援学級では、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成することを基本としながら、必要に応じて、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、在籍する児童生徒の実態に即した教育課程を編成することが可能となっている。

例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れたり、各教科を、知的障害のある児童生徒のための各教科に替えたりする教

育課程が編成されている。

- 一方で、特別支援学級の教育課程の編成については、小・中学校学習指導要領解説において、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考ととしているが、参考の仕方がわかりにくく、特に、各教科の指導内容を精選する手続など教育課程編成の手順等がわかりにくいことなどが課題として挙げられている。

#### [通級による指導]

- 小・中学校における通級による指導は、通常の学級に在籍し、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服するための指導、すなわち、特別支援学校における自立活動に相当する内容を、例えば「通級指導教室」といった特別の指導の場で受ける形態である。
- 通級による指導においては、個別指導を中心とし、個々の児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するとともに、児童生徒の有する多様な課題に即した指導が行われている。
- 通級による指導を受ける児童生徒数の増加に伴って、通級による指導に携わる教員が、自立活動の視点で児童生徒の実態を捉えることや、自立活動の目標、指導内容の設定などの手続きを十分に理解し、指導に生かすことが課題となってきている。
- 中学校における通級による指導を受けている生徒数が小学校から比べて割合的に低い背景として、小学校での通級による指導の成果がある一方で、中学校から他の生徒と同じスタートラインで出発したいという生徒本人や保護者の気持ちもあることなどが指摘されている。

#### [通常の学級]

- 近年、通常の学級に在籍する、様々な障害のある児童生徒にとってもわかりやすい授業の在り方についての研究授業なども進んできている。
- 一方で、医学的な診断はないが、例えば、音韻認識や視覚認知の弱さ、協調運動の困難さなどが顕著になり、通常の学級での学習が困難な児童生徒への早期の対応が必要となってきた。
- 医療の進展により、例えば、肢体不自由、病弱や身体虚弱の児童生徒が通常の学級に在籍し、学習内容の変更・調整など、合理的配慮の提供が必要となってきた。

#### ③ 高等学校

- 高等学校では、現在、発達障害等に起因する学習上又は生活上の困難のある生徒が入学し、これらの生徒に応じた指導及び支援が行われている。
- しかし、中学校から引き続き通級による指導を必要とする生徒や、これまで適切な支援を受けてこなかったことにより、困難を抱え続けていたり、自尊感情の低下等の二次的な課題が生じていたりする生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行うことが課題となっている。
- 文部科学省では、「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」を

実施し、障害に応じた特別な指導を行うための教育課程の編成や具体的な指導内容や指導方法等についての実践研究に取り組んでいる。

#### ④ 交流及び共同学習

- 交流及び共同学習は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各学習指導要領等に位置付けられ、各地域・学校において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が学校行事等で交流したり、教科等の授業を一緒に行ったりする取組が積極的に行われている。
- 交流及び共同学習の成果として、障害のある幼児児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくんだり、障害のない幼児児童生徒や地域の人たちが、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会となったり、同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動として捉えられるようになってきている。
- 近年は、小・中学校の児童生徒と特別支援学校の児童生徒が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機に、障害者スポーツを一緒に行うなどの取組みが活発に行われるようになってきている。
- 課題として、交流及び共同学習が活動にとどまり、どのような力が身についているかを評価し、指導の改善につながっていない例も指摘されている。

#### ⑤ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用

- 障害のある幼児児童生徒一人一人について、家庭や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携し、長期的な視点での教育的支援についての取組を示した計画（個別の教育支援計画）や、各教科等の指導に当たって、指導の目標や内容、指導方法などを示した計画（個別の指導計画）の作成が進んできている。
- 個別の教育支援計画は何を根拠に立てているのかということが重要であり、多様な子供の育ちに関する専門家が参画し、多面的に実態把握を行った中で立てていこうというのが今日的な動向となっている。
- 個別の教育支援計画等を活用し、それを評価し、計画の見直しに生かすことが課題である。また、就学前から、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校へと、支援の円滑な引継ぎが強く求められている。

#### ⑥ 特別支援教育の支援体制

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置している。
- 校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う、特別支援教育コーディネーターが指名されている。
- 自治体によるが、特別支援教育コーディネーターを専任で配置している例は少なく、

特別支援学級や通級による指導担当の教員が特別支援教育コーディネーターを担当している場合や、教頭や養護教諭が担当しているという場合もある。学校の規模にもよるが、1人ではなく、複数の特別支援教育コーディネーターを配置する必要がある学校もみられる。

## (2) 改善・充実の方向性

### ① 改善・充実の基本方針

- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子供たちの自立と社会参加を一層推進していくため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」において、子供たちの十分な学びを確保していく必要があるとあり、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていく必要がある。

### ② 幼稚園における特別支援教育

- 幼稚園において、インクルーシブ教育システムの理念の構築を目指し、個と集団の関係性を大切にしながら学級運営の中で障害のある幼児をどう育てるかを考えていく必要があることを示す。
- 気になる幼児の課題を総合的観点から継続的に実態把握していくための視点を整理する必要がある。
- 個々の幼児の障害の状態などに応じた指導が一層充実されるよう、障害別の配慮のみならず、日々の幼稚園等の活動で考えられる「配慮の意図」と「手立て」についての例を示す必要がある。
- 将来の発達の可能性を前提に、長期的展望のもとに必要な支援を行いながら、小学校教育への円滑な移行支援及び保護者の子育て支援をしていく必要がある。

### ③ 特別支援学級（小・中学校）、通級による指導（小・中・高等学校）

- 小・中学校における特別支援学級について、学級の実態や児童生徒の障害の状態等を踏まえた、実情に合った教育課程を編成するとともに、小・中学校と特別支援学校小・中学部との教育課程の円滑な接続が図ることが重要である。このため、特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や、各教科等における前各学年の目標・内容の適用する際の目標・内容の精選、知的障害のある児童生徒の教科の適用など、教育課程の編成の例を具体的に示す。
- 小・中学校における通級による指導について、その意義、基本的な考え方、児童生徒の実態把握から具体的な指導内容の設定、評価・改善までの手続等について具体的に示す。
- 通級による指導の目標及び内容について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導であることをより明確にするるとともに、「通級による指導」と各教科等の授業における指導との連携が図られるよう、「通級による指導」と各教科等との関係性をわかりやすく示す。

- 高等学校における通級による指導について、高等学校教育の特徴を踏まえ、次のような基本的な考え方をもとに、制度化を図る。
  - ・ 高等学校の定める「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位として認定することを可能とする。
  - ・ 高等学校の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅の確保のために必履修教科・科目が設けられた趣旨に鑑みると、「通級による指導」を行う場合において、必履修教科・科目の単位数を学習指導要領の規定を超えて減らすことを認めることは適当ではない。
  - ・ 高等学校においては、通級による指導により修得した単位数を、卒業のための必要単位数に含めることも可能とすることが適当である。
  - ・ 小・中学校における指導時間の標準（年間 35 単位時間（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を除く）から 280 単位時間まで）としていることも踏まえ、高等学校における指導時間の標準として上限を年間 7 単位とすることが適当である。
- 高等学校における通級による指導については、平成 30 年度から実施できるようすみやかに所要の省令や告示等を整備するとともに、高等学校及びその設置者が、高等学校における通級による指導の実施に向けて円滑に準備が進められるよう、実施のための校内体制及び関係機関との連携体制、通級による指導に関する指導内容や指導方法などの実践例を紹介することが必要である。

#### ④ 通常の学級（幼稚園、小・中・高等学校）

- 全ての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害別の配慮のみならず、各教科等において、学習プロセスにおける、考えられる困難さの状態に対する配慮の意図、手立ての例を具体的に示す。

（例）国語科の例 ※今後、各教科等WGにおける「議論の取りまとめ」と調整予定

- ・ 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかがわかるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
- ・ 考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合には、児童がどのように考えればよいのかわかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度言葉で表現するように促したり、実際にその場面を演じさせたりしてから書くようにしたりするなどの配慮をする。
- ・ 自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、相手の立場で考えたり、感情を理解したりできるように、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付けるようにしたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現さ

せたりするなどの配慮をする。

- ・ 声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合には、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるよう、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表するようにしたりするなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫する。

#### ⑤ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用

- 通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとする。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価・改善など）を示すことが必要である。その際、障害者差別解消法に基づく合理的配慮やその他指導上の配慮についても記述することが必要である。

#### ⑥ 交流及び共同学習

- グローバル化など社会の急激な変化の中で、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学習指導要領総則の一般方針の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指すことを示すとともに、学校の教育活動全体で、障害者理解や交流及び交流学習の一層の推進を図る。
- 具体的には、例えば、保健体育における共生の視点にたった関わり方、生活科における身近な人々との自分との関わり、音楽、図画工作や美術における表現の相違や共通性の視点に立って、それぞれの良さに気付きながらの自己や他者理解、道徳科の中で、地域や学校の実情に応じて、正義、公正、差別や偏見のない社会の実現、特別活動におけるよりよい集団生活や社会の形成など、各教科等の見方・考え方と関連付けた、交流及び共同学習の事例を示す。
- さらに、学校の教育課程としての活動にとどまらず、地域社会との交流の中で、障害のある子供たちが地域社会の構成員であることをお互いが学ぶという、地域社会の中での交流及び共同学習の在り方を広めていく必要がある。
- その際、今日の「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、障害等の有無に関わらず、地域の中で共に生活し、関わり合っていることを実感し、多様性を尊重する態度を育成する。

#### ⑦ 校内体制

- 特別支援教育は特定の教員一人では対応できず、学校をあげた体制の下で中心的な役割を担う、特別支援教育コーディネーターの業務や、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務主任や生徒指導主事等との連携など）を示す。

### 3. 特別支援学校

#### (1) 現状と課題

- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、自立と社会参加を目指し、一人一人の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導を行っている。
- 近年、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数が増加傾向である。特に、中学校に在籍した者が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」により、関係機関等と連携した組織的、継続的な指導や支援を実施している。
- こうした我が国の特別支援学校の専門性やきめ細かな指導は国際的にも高い評価を受けている。
- 重複障害者の割合が増加傾向であり、例えば、自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害が重複する者など、幼児児童生徒の多様な重複障害の種類や状態等に応じた指導が求められている。

#### [特別支援学校における教育課程（重複障害者等に対する教育課程を含む）]

- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準じた教育課程を編成、実施
- 児童生徒の障害の状態等に応じて特に必要がある場合、①各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることなど、②知的障害を併せ有する児童生徒の場合には、各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、当該教科に相当する特別支援学校（知的障害）の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることなど、③重複障害のうち、障害の状態により特に必要がある場合、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主とし指導を行うことなど、の教育課程を編成することが可能である。
- 学年が進むにつれて、小学校等の教科の目標・内容の一部を、前各学年（部）の教科の目標及び内容の指導に替える児童生徒が存在している。その際、各学部を越えて学ぶ教科の連続性の整理等が課題として挙げられている。
- 特別支援学校から小学校等へ転学する場合や、中学校卒業者が特別支援学校高等部へ入学する場合などにおいて、異なる教育課程間で学ぶことから、子供の学びの連続性を確保するための工夫が必要となっている。

#### [知的障害のある児童生徒のための各教科]

- 知的障害のある児童生徒の学習上の特性（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を踏まえた目標・内容で構成している。
- 一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、学習指導要領においては、各段階共通の目標及び段階別の内容を示している。
- 各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価

の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしくい、という指摘がある。

- 特別支援学級（小・中学校）においては、特別支援学校学習指導要領を参考として、各教科の一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい、という指摘がある。

#### [自立活動]

- 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を養うことを目的に、「自立活動の時間」の指導を中心に、学校の教育活動全体で指導を行っている。
- 高等部の生徒数が増加し、社会に出てからも、自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手なこと、進路先で人間関係を築く力などが十分に育っていない、などの課題が指摘されている。
- 視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由に比べて、知的障害の児童生徒に対する自立活動の意義、指導内容や指導方法の理解が十分ではない。
- 児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況との乖離している事例が指摘されている。
- 通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加により、「自立活動」を行う場が拡大している。

#### (2) 改善・充実の方向性

##### ① 改善の基本方針

- 今後、インクルーシブ教育システムの構築を目指す上でも、一人一人の障害の状態等に応じた「多様な学びの場」を確保することが必要である。高い専門性を有する、特別支援学校の役割はますます重要であり、特別支援学校の特色を一層発揮していくことが求められる。
- 今回の改訂で目指す、社会に開かれた教育課程、育成すべき資質・能力、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた指導方法の充実、カリキュラム・マネジメントなど、初等中等教育全体の改善・充実の方向は特別支援学校も同一である。特に、特別支援学校においては一層重視することが必要である。
- 社会に開かれた教育課程を目指し、幼児児童生徒が卒業後に社会で生活する姿を描き、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を通して、保護者や地域社会、関係機関と共有し、長期的な視点に立って、調和のとれた育成を目指していくことが不可欠である。

##### ○ [カリキュラム・マネジメント]

- 教育課程の適用、教科等の指導内容の精選、自立活動の目標・内容の設定など、特別支援教育におけるカリキュラム・マネジメントが重要であることを明確にすることが必

要である。その際、授業のPDCAサイクルと教育課程のPDCAサイクルをつなぐ手続きを示すことが重要である。

② 小学校等に準じた教育課程

○ 小学校の中学年に外国語活動、高学年に外国語科が導入されることに伴い、小学部（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者（以下、「視覚障害者等」という。））において、授業時間数の確保など、教育課程編成の工夫が必要となることから、基本的な考え方や具体を示すことが必要である。

○ 特別支援学校（視覚障害等）に在籍する児童生徒に対する学習評価は、小学校等の各教科等の学習評価の考え方に準ずるため、今後の学習評価の改善を踏まえつつ、児童生徒の障害の状態等を十分理解し、児童生徒一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が必要である。

③ 重複障害者等の教育課程の取扱い ※第8回の議論を踏まえて記述予定

○ 学習指導要領及び学習指導要領解説において、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての基本的な考え方や留意点などを具体的に示すことが必要。例えば、

- ・ 学習指導要領解説に示されている重複障害者等の教育課程を適用する際の基本的な考え方やその適用に当たっての留意点について、更にわかりやすく示す。
- ・ 現在、学習指導要領で障害種別に示している「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方を更に具体的に整理して示す。
- ・ 各学校（部）段階間における各教科等の「学びの連続性」の考え方について整理して示す。
- ・ 自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方についての考え方や、教科と自立活動の指導目標設定の関係性を具体的に整理して示す。

④ 知的障害のある児童生徒のための各教科 ※第8回の議論を踏まえて記述予定

○ 知的障害のある児童生徒が、将来、自立し社会に参画していく上で、意思を表明したり、表明しようとする能力が重要であり、幼稚部、小・中学部、高等部の各部段階を通して育成していく必要がある。

○ ロボットなどの進展で、社会への関わり方が大きく変わっていく可能性があり、2030年の社会の姿を描きながら、18歳の段階で必要となる資質・能力を具体化していく必要がある。

○ 小学校等との各教科を通して育成される資質・能力と知的障害のある児童生徒のための各教科を通して育成される資質・能力は同じものとして、小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することが必要である。

○ 各教科の目標は、各段階共通の目標を示しているが、今後、各段階においても資質・

能力を育成することを意識した指導が行われるために、段階ごとの目標を具体的に示すことが必要である。

- 段階ごとの目標を整理しながら、小学部、中学部及び高等部の段階の内容とのつながりを整理する。特に、中学部の段階を充実させ、各学部・段階の連続性のある学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図るため、新たに第二段階を設けることが適当である。
- 中学部・高等部社会科において、政治的主体、経済的主体、法的主体となることの重視や、グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解など、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実が必要である。
- 小学校における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、実際の児童の実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、外国語活動を加えて指導ができるようにすることが妥当である。
- 特別支援学校（知的障害）などにおいて、各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科等で求められる資質・能力を育成することを明確にすることが必要である。
- 知的障害の児童生徒にとっても、算数の計算や、国語の読み取りなど、教科の指導は、豊かな見方や考え方を育む機会であり、社会生活と直接つながる視点だけが優先されないよう配慮が必要である。
- 実社会や実生活に関連した課題に注目して、基礎的・基本的な知識・技能等の確実な定着や活用を図る学習活動の充実を一層重視して、主体的に学ぶ意思や意欲を喚起することが必要である。
- 各教科の評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに、教育課程のPDCAサイクルを確立することが必要である。

#### ⑤ 自立活動

- 世界保健機関（WHO）が採択した「国際生活機能分類」（ICF）の視点を踏まえ、生活機能や障害、環境因子等を的確に把握し、相互の関連性について一層考慮することが必要である。
- 自己の理解や自尊感情を高めるような内容の整理、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、発達の段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実が必要である。
- 実態把握、指導目標・指導内容の設定までのプロセスを結ぶ要点をわかりやすく記述することが必要である。
- 自立活動で行う指導については、〇〇的自立活動など学習活動を広げ過ぎるのではなく、自立活動の目的を踏まえた目標や指導内容を設定するとともに、各教科等と関連を十分に図ることが重要である。
- 自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述することが必要である。
- 児童生徒本人が、自立活動を通して、生活上又は学習上の困難をどのように改善・克服できたかを実感できるような自己評価を工夫することなども重要である。
- 通級による指導、特別支援学校の教育課程に関連して、小・中・高等学校学習指導要領において、自立活動の目的、内容などを記述することが必要である。

#### ⑥ 指導方法の改善・充実

- 視覚障害者等である児童生徒に対して、小学校学習指導要領等に示す各教科等を指導する際には、小学校等の各教科等の指導方法の改善・充実の方向性と同様に、深い学び、対話的な学び、主体的な学びである、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた指導を重視することが必要である。
- 現行の特別支援学校学習指導要領で示している、視覚障害者等である児童生徒に対する、各教科の指導計画の作成と内容の取扱いについて、求められる資質・能力を育成する視点を一層重視するとともに、医療や支援機器等の進展も考慮し、児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえた指導上の留意事項を示す。
- 重複障害者に対する指導については、前述の教育課程の取扱いのみならず、例えば、自閉症を併せ持つ者や視覚や聴覚の障害が重複する者に対する指導方法について、その基本的な考え方や留意点などを具体的に示すことが必要である。

#### ⑦ キャリア教育・職業教育の充実

- 幼稚部、小学部段階から、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す「キャリア教育の推進」を明確にする。その際、
  - ・キャリア教育は、キャリア発達を支援する教育であること考え方の具体を示す。
  - ・キャリア教育は、育成すべき資質・能力を踏まえ、幼稚部、小・中学部、高等部段階から実施するものであることを踏まえ、展開例や留意点を示す。ことなどが必要である。
- 障害の程度が重度の児童生徒のキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示す。
- キャリア発達を支援するためのカリキュラム・マネジメントの具体を示す。(教育活動全体への働きかける仕組み)
- 高等部における専門教科、専攻科における教育については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師、歯科技工士等のカリキュラムに関する制度改正をめぐる動向を踏まえ、教育内容の改善・充実を図る必要がある。

---

## 4. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と特別支援学校との連続性

---

第8回会議の議論を踏まえて記述

## 5. 特別支援教育の改善・充実を支える方策について

### (1) 教員の専門性向上

中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（平成27年12月）を踏まえ、次のような、教員の養成、採用、研修の各段階において特別支援教育に関する内容を充実することが必要である。 ※答申の提言内容

#### ① 大学の教職課程における教員養成

- ・発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児，児童，生徒に関する理論及びその指導法は，学校種によらず広く重要となってきたことから，教職課程において独立した科目として位置付け
- ・上記科目のみならず，各教科の指導法や生徒指導，教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても，特別な支援を必要とする幼児，児童，生徒への配慮等の視点を盛り込む

#### ② 現職教員（初任者を含む）、管理職に対する研修機会の充実

（校長等管理職）

- ・校長等管理職が特別支援教育に関する認識を持ち，リーダーシップを発揮するための研修

（幼稚園、小学校、中学校、高等学校教員）

- ・全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修
- ・小・中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として，特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待

（特別支援学校教員）

- ・特別支援学校の教員には，障害の多様化や重度・重複化への対応，特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小中学校等との効果的な連携手法等を身に付けるための専門的な研修
- ・教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え，平成32年度までの間に，おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し，国が必要な支援を行うことが適当

#### ○ 国立特別支援教育総合研究所の役割

- ・教育課程の編成、指導方法等に関する調査研究とその成果の普及、専門研修等の実施

### (2) 学校の指導体制

#### ○ [教員定数等の改善]

### (3) 家庭や地域、関係機関等との一層の連携

#### ○ [家庭や地域との連携]

#### ○ [医療、福祉、就労等の関係機関等との連携]

(4) 高等学校入学者選抜や大学入学者選抜、企業等の雇用における取組の充実

- 障害者差別解消法の趣旨を十分に踏まえた入学者選抜
- 高等学校入学者選抜や大学入学者選抜における調査書の改善
- 障害者雇用促進法の趣旨を踏まえた雇用

(5) 教科用図書、教材、支援機器等の充実

- 視覚障害者のための拡大教科書、点字教科書の充実。拡大又は点字による教材の充実
- 学習障害等のある児童生徒のための教材等の普及
- 企業や関係団体による支援機器等の開発
- 文部科学省「学習上の支援機器等教材活用促進事業」で開発した支援機器等教材の積極的な活用の促進
- 国立特別支援教育総合研究所が運営する「支援教材ポータル」を通じた情報提供

(6) 全国的な実施状況の把握

- 特別支援教育に係る教育課程の編成・実施についての実態把握、教育課程の改善・充実のための研究開発や実践研究

## 特別支援教育部会における検討状況（第6回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと」と規定。</li> <li>・学習指導要領解説（総則編）において、<b>障害別の配慮</b>を例示。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【主な意見】</b></p> <p>各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、総則だけではなく、<b>各教科等においても配慮の例を示す</b>ことが必要ではないか。</p> <p>総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、<b>学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示す</b>ことが考えられるのではないか。</p> <p>また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。</p>
<p>通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <p>通級による指導、特別支援学級ともに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、<b>学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定</b>。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。）</li> </ul> <p>通級による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省告示において、<b>障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定</b>。</li> <li>・学習指導要領解説において、指導に当たっては、<b>特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として</b>、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。</li> </ul>

- ・ **高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討**を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会、高等学校部会や総則・評価特別部会において、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方などの論点について、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。

#### 特別支援学級

- ・ 文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、**特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成**することを記述。

(学習指導要領解説で示している例)

- ・ 特別支援学校の「自立活動」を取り入れる
- ・ 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・ 特別支援学校(知的障害)の各教科の一部又は全部に替える  
など

#### 【主な意見】

##### 通級による指導

通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、

学習指導要領の総則において、**通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示す**ことが必要ではないか。

##### 特別支援学級

小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、

学習指導要領の総則において、**特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示す**ことが必要ではないか。

合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。

#### 【現状】

合理的配慮 の提供

- ・ 障害者の権利に関する条約（平成 19 年 9 月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成 24 年 7 月)において、合理的配慮の観点(3 観点 11 項目、参考資料 P 11 参照)を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。

- ・ 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。

権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

個別の指導計画、個別の教育支援計画

- ・ 学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが例示されている。
- ・ 作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。

#### 【主な意見】

合理的配慮の提供

合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないかと。

合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないかと。

個別の指導計画、個別の教育支援計画

**通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。**

	<p>「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価改善など）を示すことが必要でないか。</p>
<p>特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。</li> <li>・校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね100%（幼稚園での設置・指名はそれぞれ約60%、高等学校では約85%）。</li> </ul> <p>【主な意見】</p> <p>特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、<u>特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠</u>となっており、<u>特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方</u>（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等との連携など）<u>を示す</u>必要があるのではないか。</p>
<p>共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や（中略）を設けることと規定。</li> <li>・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を実施。</li> </ul> <p>【主な意見】</p> <p>学習指導要領総則の一般方針において、<u>共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を示す</u>必要があるのではないか。</p> <p>交流及び共同学習の理念や取組を共有すること（事例集等の作成など）や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。</p>

特別支援学校における教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>幼児児童生徒の発達段階に応じた自立活動の改善・充実。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の幼児児童生徒が自立を目指し、<u>障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服</u>するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって<u>心身の調和的発達の基盤を養う</u>ことを目的に、「自立活動の時間」を中心に、学校の教育活動全体で指導。</li> <li>・高等部段階の生徒数が増加し、社会に出てからも、<u>自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手</u>だったり、進路先で<u>人間関係を築く力</u>などが十分に育っていない、などの課題が指摘。</li> <li>・児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離。</li> <li>・通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加により、<u>「自立活動」を行う場が拡大</u>。</li> </ul> <hr/> <p><b>【主な意見】</b></p> <p>特別支援学校学習指導要領において、          自己の理解や感情を高めるような内容の整理、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、<u>発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実</u>が必要ではないか。          実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までの<u>プロセスを結ぶ要点をわかりやすく記述</u>ことが必要ではないか。          自立活動における<u>多様な評価方法をわかりやすく記述</u>することが必要ではないか。</p> <p><u>小・中・高等学校学習指導要領</u>において、          （通級による指導、特別支援学校の教育課程に関連して）  <u>自立活動の目的、内容などを記述</u>することが必要ではないか。</p>
<p>知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。</p>	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>知的障害のある児童生徒の学習上の特性</u>（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を<u>踏まえた内容で構成</u>。</li> <li>・一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、<u>段階別に、各教科の目</u></li> </ul>

	<p>標及び内容を大綱的に示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かすににくい、という指摘がある。</li> <li>・特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい、という指摘がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>次のような改善が必要。</p> <p>小学校等との各教科を通して育成される資質・能力と知的障害のある児童生徒のための各教科を通して育成される資質・能力は同じものとして、<u>小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することが必要</u>ではないか。</p> <p>例えば、中学部・高等部社会科において、政治的主体、経済的主体、法的主体となることの重視や、グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解など、<u>社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実が必要</u>ではないか。</p> <p>中学部の段階について、小学部の段階や高等部の段階とのつながりを整理することで、各学部・段階の連続性のある学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ることが必要ではないか。<u>各教科等で求められる資質・能力を育成することを、各教科等を合わせた指導を行う場合において明確にすることが必要</u>ではないか。</p> <p>知的障害のある児童生徒が<u>質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実が必要</u>ではないか。</p> <p><u>各教科の評価の観点による学習評価を導入し</u>、学習評価をもとに、教育課程のPDCAサイクルを確立することが必要ではないか。</p> <p>特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科との関連の可視化する必要があるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
--	---

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

# 特別支援教育にかかわる教育課程（概要）

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
<p>幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p><b>障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。</b></p>	<p>小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p><b>小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程(通級による指導)を編成することができる。</b></p> <p>通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導(自立活動の指導等)を特別の指導の場(通級指導教室)で受け取ることができる。</p> <p>通級による指導に係る授業時数は、<b>年間35～280単位時間</b>(学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間)を標準とする。</p>	<p>基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p><b>特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。</b></p> <p>特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならぬ。</p>	<p>特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p><b>幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。</b></p> <p>知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。</p>

その者の障害の状態( )、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が**総合的に判断**し、就学先を決定する。

障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

## 幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

### 【学校教育法】第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものの前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

### 【学習指導要領】

	<b>障害のある幼児児童生徒への指導上の配慮</b>
幼稚園教育 要領 (第3章-第1-2)	(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
小学校 中学校 学習指導要領 (第1章-第4-2)	(7) 障害のある児童(生徒)などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
高等学校 学習指導要領 (第1章- 第5款-5)	(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

## 「通級による指導」に係る教育課程について（法令）

### 【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

### 【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

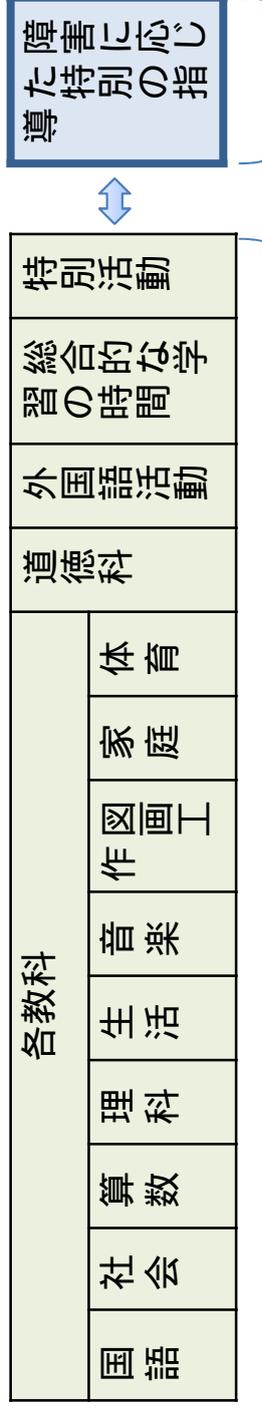
### 【小学校学習指導要領解説 総則編】

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

# 「通級による指導」に係る教育課程について

## 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、**障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施**



通常の学級で指導

特別の場で指導（自校/他校）

## 障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、**特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考として実施。**

一人一人の障害の状態に応じて、特別支援学校学習指導要領「自立活動」を参考に、指導目標及び具体的な指導内容を設定

（具体例）小学校における「通級による指導」対象児童の障害 言語発達の遅れ

- 1.心理的な安定、2.人間関係の形成、
- 4.環境の把握、6.コミュニケーションに関する項目を選定

特別支援学校学習指導要領「自立活動」

目標  
個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容  
1.健康の保持、2.心理的な安定、3.人間関係の形成、4.環境の把握、5.身の動き、6.コミュニケーション  
上記の6区分の下に26項目を示す

「個別の指導計画」を作成し、指導。

## 特別の指導に係る授業時数

年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準

## 特別支援学級に係る教育課程について（法令）

### 【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

### 【通知】

（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学校・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する

### 【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならぬことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学校・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

# 特別支援学級に係る教育課程について

## 特別支援学級

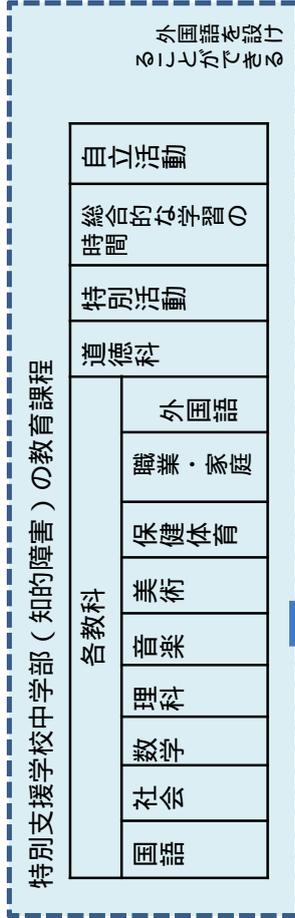
特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、**特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成**。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならぬ。

### 実情に合った教育課程の編成

[学習指導要領解説の記述例]

- ・特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる
- ・特別支援学校（知的障害）の各教科に替える など



### （具体例）知的障害特別支援学級

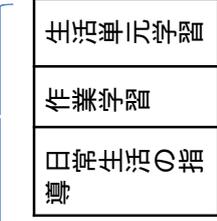
生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成

「個別の指導計画」を作成し、指導

### 教科等別の指導



### 教科等を含めた指導



特別支援学級の1学級の編制

15人以下を標準。

## 目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚園、高等部も同様の記述。

## 内容とその取扱い

- ・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。
- ・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

## 自立活動の内容の6区分26項目について

1 健康の保持	<p>(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。</p> <p>(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。</p> <p>(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)健康状態の維持・改善に関すること。</p>
2 心理的な安定	<p>(1)情緒の安定に関すること。</p> <p>(2)状況の理解と変化への対応に関すること。</p> <p>(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。</p>
3 人間関係の形成	<p>(1)他者とのかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。</p> <p>(3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。</p>
4 環境の把握	<p>(1)保有する感覚の活用に関すること。</p> <p>(2)感覚や認知の特性への対応に関すること。</p> <p>(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。</p> <p>(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。</p> <p>(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。</p>
5 身体の動き	<p>(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。</p> <p>(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。</p> <p>(3)日常生活に必要な基本動作に関すること。</p> <p>(4)身体の移動能力に関すること。</p> <p>(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p>
6 コミュニケーション	<p>(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。</p> <p>(2)言語の受容と表出に関すること。 (3)言語の形成と活用に関すること。</p> <p>(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。</p> <p>(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>

# 自立活動について

## 教育基本法 第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に  
 応じ、十分な教育を受けられるよう、  
 教育上必要な支援を講じなければ  
 ならない。

通常の学級  
 (支援)

## 教科別の指導



調和のとれた育成

算数(体積): 平面での理  
 解が困難な児童に対し、  
 積み木でイメージ化

## 自立活動

心身の調和的発達の基盤を培う

- ・発達の遅れや不均衡を改善
- ・発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

## 通級による指導

(学習指導要領) 「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」  
 (「解説総則編」3 その他の教育課程編成の特例(2) 通級による  
 指導の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克  
 服を目的とした自立活動の内容を取り入れる(中略)」

## 特別支援学級

(学習指導要領) 「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」  
 (「解説総則編」3 その他の教育課程編成の特例(1) 特別支援学級の場  
 合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした自  
 立活動の内容を取り入れたり(中略)」

## 特別支援学校

(学習指導要領) 自立活動に充てる授業時数は適切に定める  
 (「解説自立活動編」時間の指導を要として教育活動全体を通じて指導

## 学校教育法施行規則 第140条

小・中学校等において、障害に応じ  
 た特別の指導を行う必要があるも  
 のを教育する場合は、特別の教育  
 課程によることができる。

## 学校教育法施行規則 第138条

小・中学校等における特別支援学  
 級に係る教育課程については、(中  
 略)特別の教育課程によることので  
 きる。

## 学校教育法施行規則 第126条

小学部の教育課程は、各教科、道  
 徳、外国語活動、総合的な学習の  
 時間、特別活動並びに自立活動に  
 よって編成する

### 【「合理的配慮」の定義】

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

（中教審初中分科会報告（H24.7）より）

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

教育内容・方法

- 1 教育内容
  - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - 1 - 2 学習内容の変更・調整
- 2 教育方法
  - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
  - 2 - 2 学習機会や体験の確保
  - 2 - 3 心理面・健康面の配慮

支援体制

- 1 専門性のある指導体制の整備
- 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- 3 災害時等の支援体制の整備

施設・設備

- 1 校内環境のバリアフリー化
- 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

## 合理的配慮について(障害者権利条約、障害者差別解消法)

障害者権利条約 (H26.1 批准)

## 第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

障害者差別解消法 (H28.4.1施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮について(28.4.1~)

国公立学校など 行政機関等

法的義務

学校法人など

事業者

努力義務

### 視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。  
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

### 学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



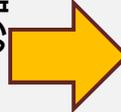
- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等による板書撮影
- ICレコーダー等による授業中の教員の説明等の録音

データの管理方法等について留意



### 肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。  
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

### 聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置  
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話  
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする 等)

## 個別の指導計画と個別の教育支援計画について

### 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。**

### 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。**

(参考) 小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

\* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

\* ( )内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

# 個別の指導計画の例

## 平成〇年度個別指導計画

〇〇立〇〇小学校 言語障害通級指導学級

ふりがな <児童名> 〇〇 〇〇	<在籍学校・学級> 〇〇小学校3年〇組	<担任> 〇〇 〇〇	<当教室担任> 〇〇 〇〇	<通級形態> 週1回 2単位時間	
<本児の願い> 言葉を覚えたい。					
<保護者の願い> 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイライラしたりしなくなっしてほしい。					
〇身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 〇言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ伝えられるようになる。 〇得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。					
ねらい		学習内容			評価
(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2) 2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章の状況を描く。前後の状況を絵にして、説明する。 (3) 覚えた語彙や前後の状況を得意な		(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、できた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況			(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの?」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が?」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。

# 個別の教育支援計画の例

児童・生徒	ふりがな	性別
	氏名	
担任	氏名	年
	氏名	
在籍校	学校	
現在・将来についての希望		
児童・生徒		
保護者		
支援の目標	学校生活における児童・生徒への支援の内容 ・ 教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容 と指導者の役割分担 ・ 「個別指導計画」での具体的な指導・支援	
必要と思われる支援	必要と思われる支援	
学校の支援	学校の支援	
家庭の支援	家庭生活における児童・生徒への支援の内容 ・ 家庭における児童・生徒への支援の役割分 担	
支援機関の支援		
家庭生活	支援機関:	連絡先:
	支援内容:	
余暇・ 地域生活	支援機関:	地域生活における支援 ・ ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、 校課後活動等への参加 ・ ショートステイ等の利用 ・ 家族への必要な支援 ・ その他
	支援内容:	
	支援機関:	
	支援内容:	
支援機関:		
支援内容:		

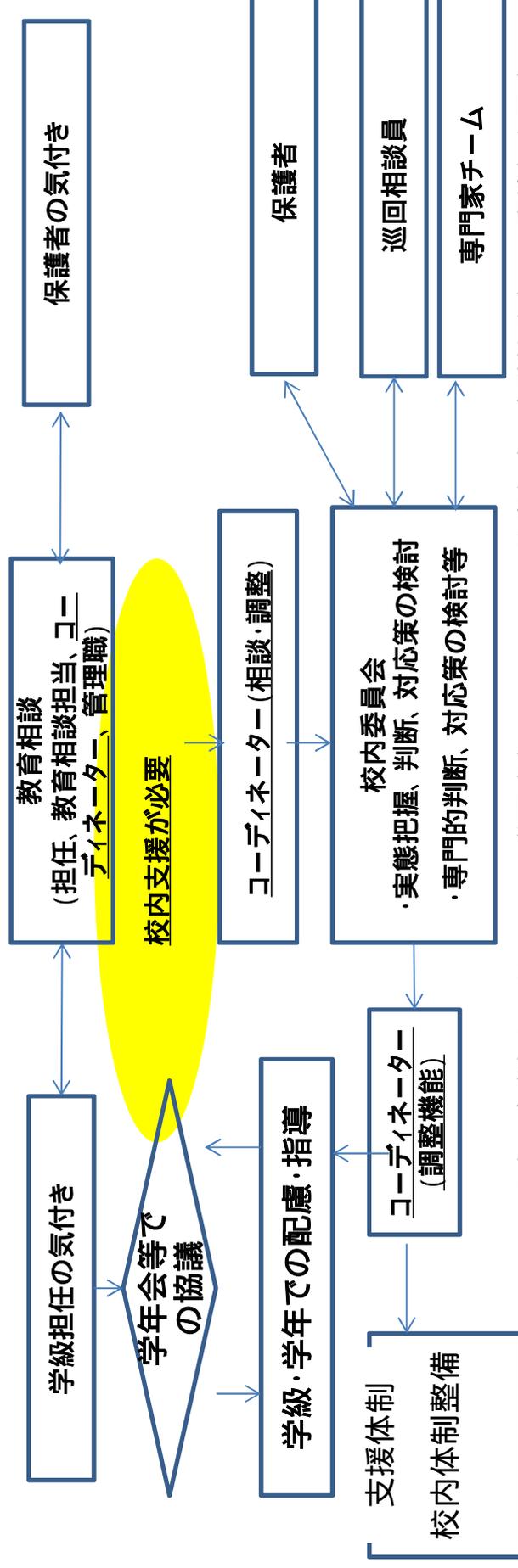
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

< 支援に至るまでの一般的な手順 >



「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、**障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。**

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級の学級のそれぞれの間で行われる。

< 障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義 >

- ・ **障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。**
- ・ **小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。**
- ・ **同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。**

## 小学校学習指導要領 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。**

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

## 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒など**と**交流及び共同学習を計画的、組織的に行う**とともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚園教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

## 交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項） （特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

### 留意事項

#### 計画的、組織的に継続した活動を実施

双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。  
指導計画に基づき内容や方法を事前に検討する。  
一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

#### 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面  
教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

#### 交流及び共同学習の内容の工夫

学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。  
児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ

・解説 総則等編 幼小中

幼：P99～100、小中：P183～186

・解説 総則等編 高：P109～112

千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成（居住地校交流の例）

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子を知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。



教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」…歌や手作り楽器で授業参加。 「体育」…運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。 「運動会」…綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

成果

交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

# 自立活動の改善・充実の方向性（検討素案）

平成28年1月20日  
教育課程部  
特別支援教育部  
資料5

## 教科等の学習

個別の知識・技能  
(何を知っているか、何ができるか)

思考力・判断力・表現力等  
教科等の本質に根ざした見方や考え方等  
(何を知っているか、何ができるか、どう使うか)

学びに向かう力、人間性等  
情意、態度等にかかわるもの  
(どのように社会・世界と関わり  
よりよい人生を送るか)

育成すべき資質・  
能力のために重視  
すべき学習過程等  
の例

## 自立活動が教科等の学習を支える役割

健康の保持

心理的な安定

人間関係の形成

環境の把握

身体の動き

コミュニケーション

## 改善・充実の方向性

### 目的と目標

#### 特別支援学校の目的

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

#### 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を養う。

#### 特別支援学校等を取り巻く現状

高等部生徒数の増加  
知的障害のある児童生徒数の増加  
障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

小・中・高等学校  
通級による指導、特別支援学級  
児童生徒数の増加  
「自立活動」を行う場の拡大  
高等学校（モデル事業）

### 成果と課題

#### 【成果】

新区分「人間関係の形成」が設けられ、重度・重複障害や自閉症を含む多様な障害に応じた指導が、学校教育のあらゆる機会を通じて展開  
解説に「ICFによる障害の捉え方」が示されたり、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたアシスティブ・テクノロジーの開発により、自己の力を可能な限り発揮するための代行手段や補助的手段を活用した指導が充実  
幼児児童生徒が発達の進んでいる側面を積極的に伸ばそうとする態度が育成 など

#### 【課題】

一部に社会に出てからも、自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手だったり、進路先で人間関係を築く力が十分に育っていないなどの課題が指摘  
現在の実態だけにとらわれてしまし、将来を考えて指導を組み立てる視点の弱さ  
実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離  
幼児児童生徒自身が、前の学びからどのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを主体的に捉えるようにするための学習評価の在り方  
各教科等における自立活動と関連を図った指導が十分でない など

主体的に改善・克服  
の取組

指導目標の具体的な  
内容の改善等

評価と指導の  
一層の推進

発達段階を踏まえた自立活動の  
内容の改善・充実

(例)  
・育成すべき資質・能力の三つの柱に沿った内容の整理  
・自己の理解や感情を高めるような内容の整理  
・主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など

実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスを結び要点をわかりやすく記述

(例)  
・収集した情報の整理  
・困難さの背景に着目した指導課題の関係性等の整理  
・優先する指導目標の明確化 など

自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述

(例)  
・パフォーマンス評価  
・自己評価 など

## カリキュラム・マネジメントの確立

# 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告（案））概要

## 現状と制度化の意義

資料2-1

- 中学校で通級による指導（※1）を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H26：8,386人（約28倍））。他方、高等学校では、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目等により実施。
- （※1）大部分の授業を通常学級で受けながら、週に1～8単位時間程度、障害による困難を改善・克服するための特別の指導を別室等で受ける形態
- 「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校が適切に特別支援教育を実施（※2）できるようにするため、高等学校において、障害に応じた特別の指導を行えるようにする必要。
- （※2）高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定（学教法）

## 制度設計の在り方

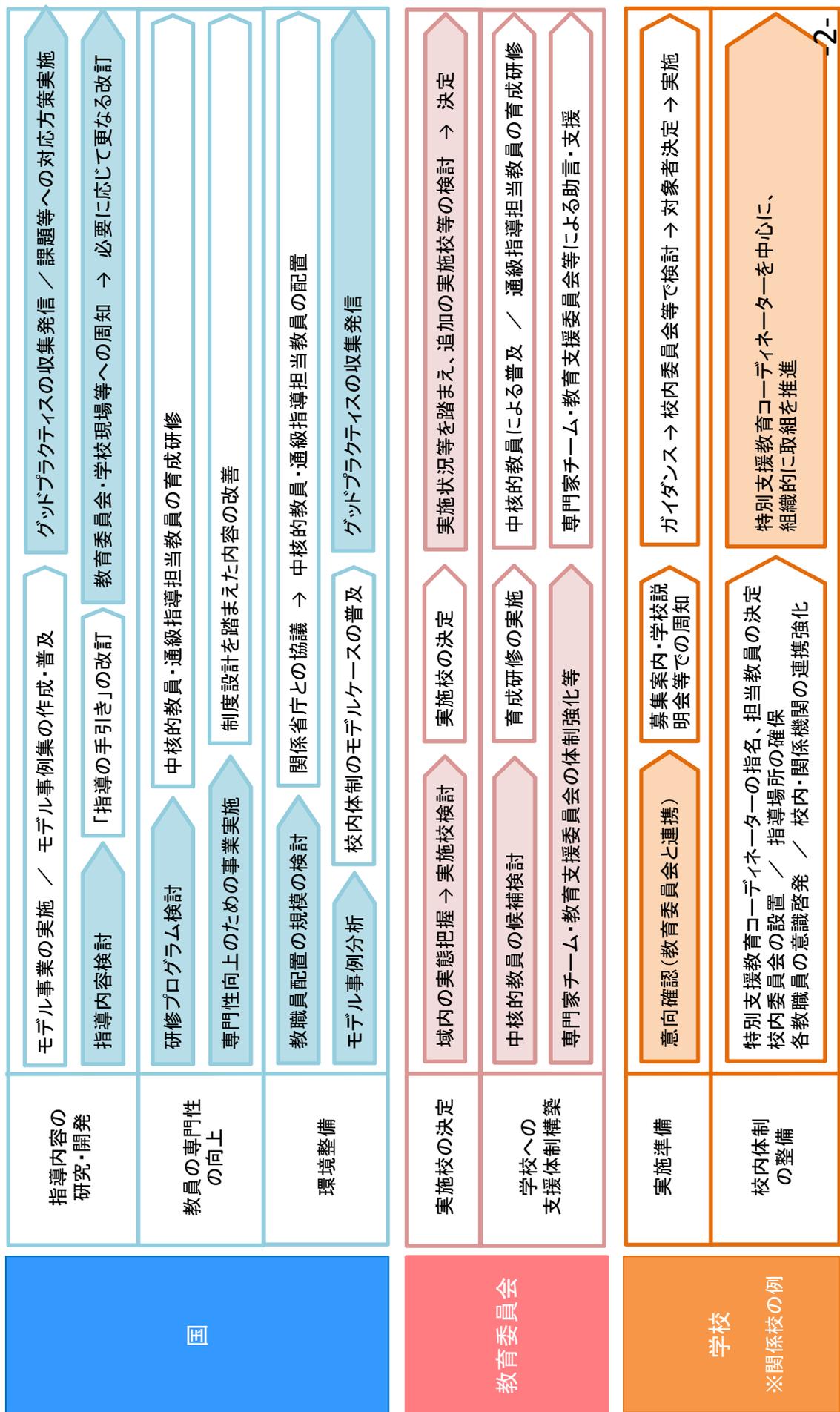
- 基本的な考え方は小中学校と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定制度、③必修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった高等学校における教育の特徴を十分に踏まえて制度を設計する必要がある。

教育課程上の位置付け	<u>通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする必要</u> 。（学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方（必修教科・科目、卒業要件単位数との関係等）といった論点について、中教審における学習指導要領改訂の議論の中で更に検討）
指導の対象	対象となる障害種は、 <u>小中学校における通級による指導の対象</u> （※3）と <u>同一</u> とすることが適当。 （※3）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
指導内容	指導の内容は、 <u>障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導</u> （特別支援学校の自立活動に相当）とする。
指導形態	<u>自校通級</u> （通学の負担がない、担当教員に相談しやすい、他教員との連携が取りやすい）、 <u>他校通級</u> （グループ指導が実施しやすい、生徒の自尊感情に配慮できる）それぞれメリットや地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択。
判断手続き等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態も踏まえ実施。
担当教員に必要な資格	高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員（特定の教科の免許状を保有する必要はない）。

## 制度化に当たっての充実方策

- 国は、必要な教員定数の加配措置や教員の専門性の向上、施設整備の参考となる指針の提示等の方策を実施する必要。
- 教育委員会は、教育支援委員会・専門家チームの活用による支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ・連携体制の構築に努める必要がある。
- 高等学校は、学校全体として特別支援教育に取り組む体制や関係機関とのネットワークの活用等に努める必要がある。

# 高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ



# 各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日  
総則・評価特別部会  
資料2-2

## これまでの示し方

小学校学習指導要領 **総則**  
個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（小学校学習指導要領解説）  
総則編

**障害別**の配慮の例を示す。  
**弱視**：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導  
**難聴や言語障害**：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導  
**肢体不自由**：体育科における実技の指導、家庭科における実習  
**LD（学習障害）**：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導  
**ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症**：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

## 改善の方向性

小学校学習指導要領 **総則**  
**各教科等**  
総則に加え、**各教科等別に示す。**

（小学校学習指導要領解説）  
総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において  
学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。

【困難さの例】 教科等の特性に応じて例示  
情報入力

見えにくい  
聞こえにくい  
触れられない など

情報統合

色（・形・大きさ）の区別が困難  
聞いたことを記憶することが困難  
位置、時間を把握することが困難 など

短期記憶\*1、継次処理\*2や同時処理が困難  
注意をコントロールできない など

1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること  
2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

表出・表現

話すこと、書くことが困難  
表情や動作が困難 など

# 幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

## これまでの示し方

### 幼稚園教育要領

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

### （幼稚園教育要領解説）

**障害別**の配慮の例を示す。

**弱視**：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫

**難聴**：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする

**肢体不自由**：興味や関心をもって進んで体を動かそうとするとする気持ちがもてるように工夫 など

## 改善の方向性

### 幼稚園教育要領

「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

### （幼稚園教育要領解説）

幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごとに示す。

### 【困難さの例】

情報入力

見えにくい

聞こえにくい

触れられない など

情報統合

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

情報処理

短期記憶\*1、継次処理\*2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

表出・表現

話すことが困難

表情や動作が困難 など

上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。

資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】 + 【**手立て**】の例を示す。

(安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要)

## 小学校の例

中学校、高等学校については今後整理予定

### 【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

(国語科の例)

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

**文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。

具体的イメージなど

【手立て】：  
見えにくさに応じた情報保障

**考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童がどのよう**に考えればよいか**わかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。

心の理論など

**自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが入り込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにして**から言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

注意のコントロールなど

**声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立て**を工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

## ( 社会科の例 )

視知覚、空間認知など

地図から地名等の情報を見つけて出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、目の機能の問題から困難さが生じている場合があることから、読み取りやすくなるように、地図を拡大したり、見る範囲を限定したり、地図に掲載されている情報を削ったりするなどの配慮をする。

具体的イメージ、心の理論など

他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味を持っていない場合には、社会的対象への興味・関心を高めるため、社会の動きと身近な生活がなっていることを実感できるよう、社会的対象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実体的な体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるように配慮をする。

## ( 算数科の例 )

視知覚 (位置) など

同系色の方眼紙が目盛りが読み取りにくい場合は、正しい位置に印が付けやすいように、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。

実際のイメージなど

「商」「等しい」など、児童が日常生活で使用することが少なく、抽象度の高いことばの理解が困難な場合は、児童がイメージを持つことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。

継次処理など

四則の混合した式や ( ) を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合、計算のきままりを理解させるために、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。

視覚記憶、同時処理など

目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする。

### (理科の例)

実際のイメージ、経時処理など

実験を行う活動において、実験の手順や方法が分からなかったり、見通しが持てなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しが持てるよう、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、衝動性や多動性のある場合には、教師の目の届く場所で活動できるようにするなどの配慮をする。

注意のコントロール  
(多動性)など

視知覚、図と地の弁別、  
視覚記憶、時間把握など

自然現象としての雲を観察する活動において、雲の変化等の時間を要するような観察をすることが難しい場合には、変化に着目し、理解することができるよう、観察するポイントを示したり、雲の変化を短時間にまとめたICT教材を活用したりするなどの配慮をする。

### (生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

みんなです使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。

### (音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合は、音楽的な特徴をとらえやすくできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。

### ( 図画工作科の例 )

視知覚(形)など

形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合、造形的な特徴を詳しく捉えるようにするために、言語化するなどの配慮をする。

スモールステップなど

図と地の分別など

表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。

空間把握など

見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることでできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。

### ( 家庭科の例 )

実際のイメージ、選択決定など

お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身についていない場合は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。

前庭覚、継次処理、身振りなど

(体育科の例)

複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦しさがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。

注意のコントロール(固執性)など

勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しが持てなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

体験不足、心の理論など

(道徳科の例)

相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には、他者の心情を理解するため、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。

注意のコントロール(多動性)など

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえないような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。

聴知覚、聴覚記憶など

(外国語活動の例)

音声を聴取することが難しい児童の場合、外国語の音声(音韻)やリズムと日本語との違いに気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。

### (総合的な学習の時間の例)

スモールステップ、継次処理、短期記憶、言語化など

まとめたり調べたりすることに**困難がある場合**には、注意や集中のコントロールが難しくかったり情報処理に偏りがあったりすることから、**作業を確認しながら取り組むことができるよう**、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。

### (特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

学校行事における予告なしの**避難訓練**や**不測の事態**などに対し、**強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮**をする。

### 幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

**見えにくく、行動が制限される場合、具体的な経験を豊かにできるように、安全な場で自分から積極的に体を動かす、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるように配慮**をする。

聴覚、具体的イメージ、言語理解など

**聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないうに、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮**をする。

体験不足、空間把握など

**身体の動きに困難がある場合、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮**をする。

# 育成すべき資質・能力と知的障害特別支援学校の各教科の関係等（仮案）

平成28年2月22日  
 教育課程部  
 特別支援教育部  
 （第6回）資料7

高等部・中学部社会科、小学部生活科の例

現行の指導内容の構成	個別の知識や技能 何を知っているか、何ができるか	思考力・判断力・表現力等 知っていること・できることをどう使うか	学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか	育成すべき資質・能力に 向けて重視すべき 学習過程等の例（*）
高等部 社会 「集団生活と役割・責任」 「きまり」 「公共施設」 「社会的事象」 「我が国の地理・歴史」 「外国の様子」	・社会生活を営む上で必要な知識・技能 ・社会の習慣、生活に関係の深い法制度 ・社会的事象や情報メディア ・地図や各種の資料の活用 ・社会の変化や伝統 ・外国の生活の様子や世界の出来事などの理解	・社会的事象に関心をもち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて、考え、判断したり、説明したりする力 ・個人と社会の関係が分かり、社会の一員として役割を果たしていく力 ・風土等の違いに気がつき、外国の様子などの情報を利用したりする力	・主体的に生きる地域社会の一員としての自覚 ・地域社会や国家の発展に貢献しようとする態度 ・社会づくりに向けて、社会奉仕に取り組む意欲や態度	【習得】 ・中学部社会科と関連付けた学習 ・興味・関心を伴う動機付け 【活用】 ・体験的な学習 ・社会生活と結びついた実践的・体験的な学習 【探究】 ・班やグループでの討議 ・実際の・体験的学習 ・学習の振り返りと 自らの学習目標の設定
中学部 社会 「集団生活ときまり」 「公共施設」 「社会の出来事」 「地域の様子や社会の変化」 「外国の様子」	・学校、地域などで充実した生活を送るために必要な知識・技能 ・学校、地域社会でのきまり ・社会の出来事や情報メディアへの関心 ・地域の様子や社会の移り変わりについての理解 ・外国の様子や世界の出来事への関心	・学校や地域社会の中での役割に気がつき、そのことについて、考えたり、判断しようとする力 ・体験などから得られる様々な社会の動きや地域社会の出来事などに関心をもち、説明しようとする力 ・地域や人々の生活の様子の違いについて気がつく力	・集団生活の中で役割を果たそうとする意欲や態度 ・地域生活を豊にしようとする態度 ・地域の一員として、主体的に取り組む意欲や態度	【習得】 ・小学部生活科や日常生活の指導と関連付けた学習 ・興味・関心を伴う動機付け 【活用】 ・地域生活に即した体験的学習 ・定着に向けた繰り返し学習 ・段階的な学習 【探究】 ・実際の・体験的学習 ・学習の振り返りと次の学習目標設定
小学部 生活 「基本的な生活習慣」 「健康・安全」「遊び」 「交際」「役割」 「手伝い・仕事」「きまり」 「日課・予定」「金銭」 「自然」「社会の仕組み」 「公共施設」	・日常生活の基本的な習慣や集団生活への参加に必要な基礎的な知識・技能 ・日常生活での簡単なきまりやマナー ・家庭や住んでいる地域の様子について知る ・公共施設の働きについて知る	・日常生活のきまりやマナーを主体的に守ろうとする力 ・身近な社会や自然との関わりについて、関心をもち、学校生活や家庭生活などの生活に必要な基礎的な力	・日常生活の基本的な習慣を身に付けながら、集団生活をすすめる上での意欲や態度 ・自分と身近な社会や自然とのかわりについて関心を深めていくための意欲	【習得】 ・興味・関心を伴う動機付け ・生活場面に即した学習 【活用】 ・習得と定着に向けた段階的学習 ・他教科との関連付けた学習 ・広範囲な体験的な活動 ・柔軟な学習の形態 ・家庭等との連携 【探究】 ・次の学習目標に気がつく

\* 習得→活用→探究という一方向の学習過程ではなく、3つの学習過程が相互に関連しながら学習を深めていく（国立特別支援教育総合研究所「育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程編成の在り方」の研究経過から、2016）

知的障害のある児童生徒のための  
 各教科の意義

知的障害のある児童生徒の学習上の特性（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を踏まえた内容で構成。

一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、段階別に、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。  
 特に必要がある場合、各教科等を合わせた指導を行い、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

成果と課題

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、学ぶことの目的や自分にとつての「意味」や「関連性」をつかみ、学習への関心・意欲が高まっている。  
**各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしくにくい。**  
**特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。**  
 インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒の十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校（知的障害）の各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続が求められている。

児童生徒の人間として調和のとれた育成の一層の推進

改善・充実の方向性

育成すべき資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

(例) 社会科（高等部）

現行目標  
 社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

目標構成の見直し

育成すべき資質・能力の三つの柱	知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考・判断・表現 (知っていること、できることをどう使うか)	学びに向かう力、人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
社会科で育成すべき資質・能力(仮案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得</li> <li>生活に関係の深い法制度等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主体的に生ききる地域社会の一員としての自覚</li> <li>社会参画への意欲や態度等</li> </ul>

社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

(例) 中学部・高等部社会科で充実が必要な内容(調整中)

政治的主体、経済的主体、法的主体となること  
 グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解等  
 中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と重なり合う内容を設定し、各学部段階、各学校段階に応じた学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ること など

知的障害のある児童生徒が質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実

例：児童生徒の学習過程を重視したアプローチ（習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開 など）



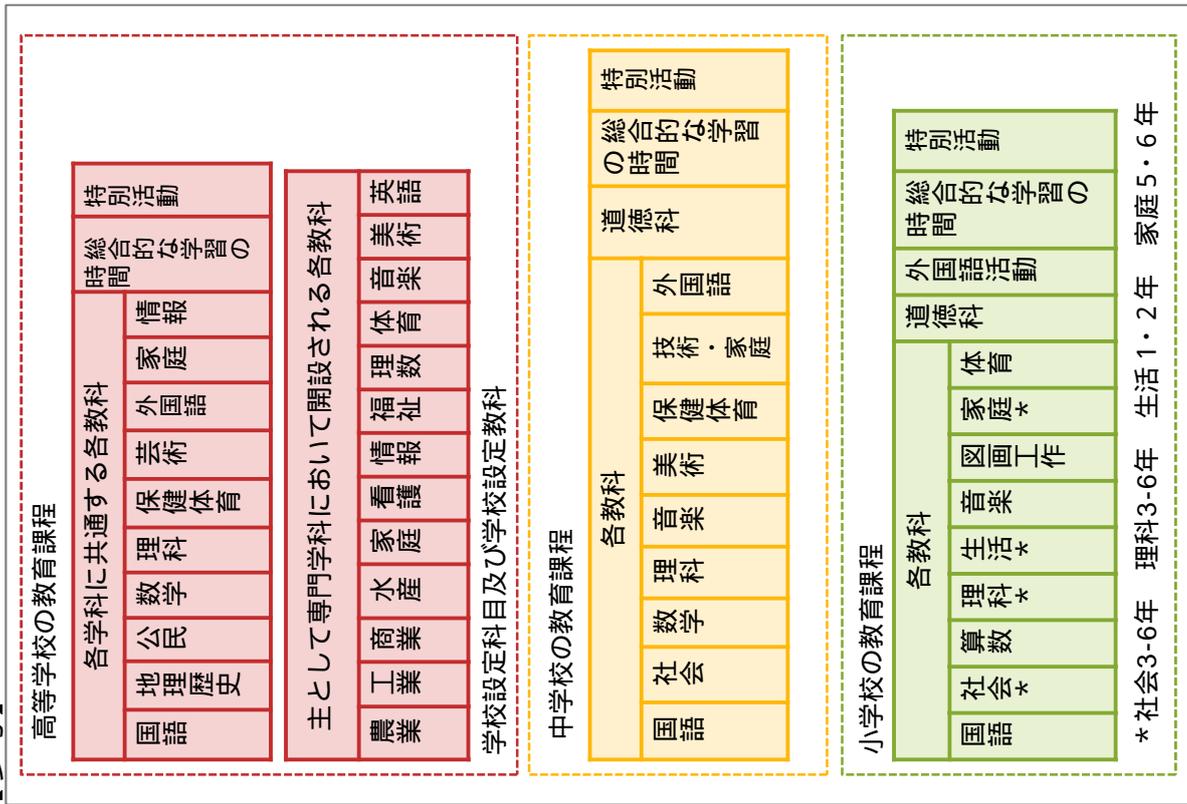
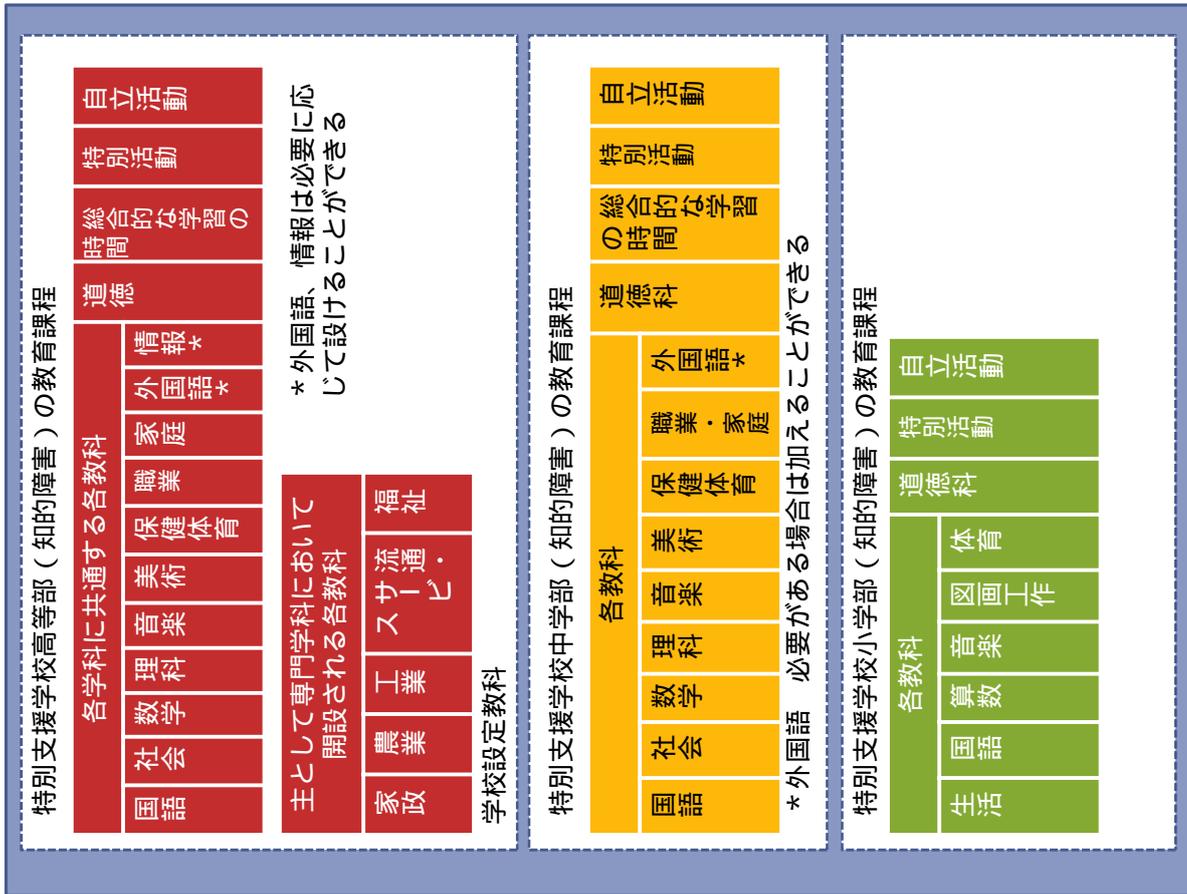
観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

特別支援学級（小・中学校）における取扱い、  
 小・中・高等学校の各教科との関連の可視化 など

今後、小・中・高校の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ具体的に検討

# 知的障害のある児童生徒のための各教科等の構成について

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科は、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。  
 (学校教育法施行規則第126条第2項、第127条2項、第128条第2項) 【参考】



知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組みむ意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。  
このような特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

#### 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。

児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。

望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。

職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。

生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導する。

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。

児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。  
できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。

児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。

児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

# 知的障害のある児童生徒のための各教科の段階による各部の内容構成について

## 〔教育課程の編成〕

## 〔教科の段階〕（小学部 3 段階、中学部 1 段階、高等部 2 段階）

高 等 部	各教科 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス、福祉、これら以外の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動
中 学 部	各教科 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語 特別の教科である道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動
小 学 部	各教科 生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育 特別の教科である道徳 特別活動 自立活動

### 【2段階】

高等部 1 段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、発展的な学習内容

### 【1段階】

中学部の内容やそれまでの経験を踏まえ、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などを考慮した、基礎的な内容

〔専門学科において開設される各教科は 1 段階のみ〕

小学部 3 段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容

### 【3段階】

障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難が見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容

### 【2段階】

障害の程度が 1 段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容

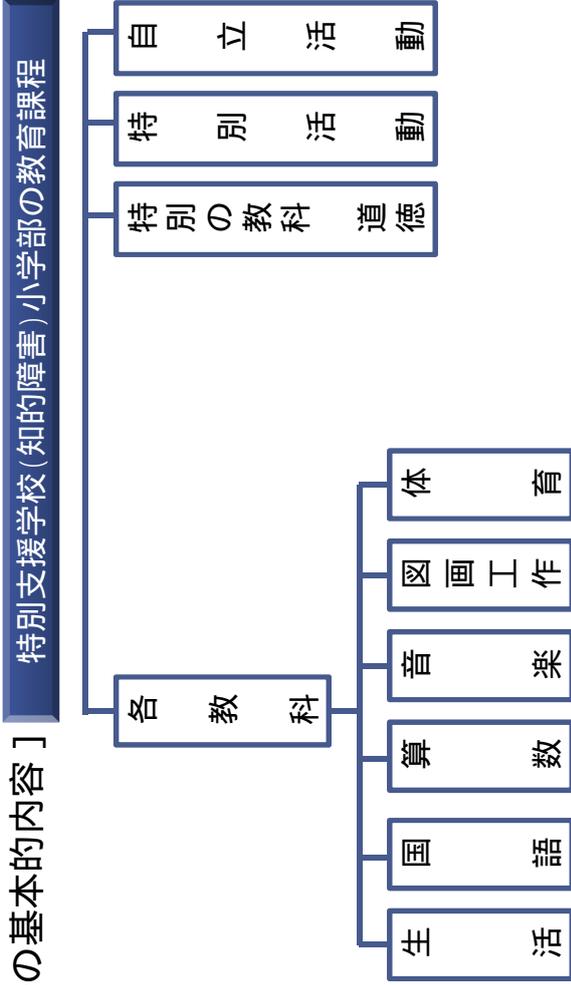
### 【1段階】

主として、障害の程度が比較的重く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容

：必要に応じて、外国語（中学部）、外国語及び情報（高等部）を加えることができる

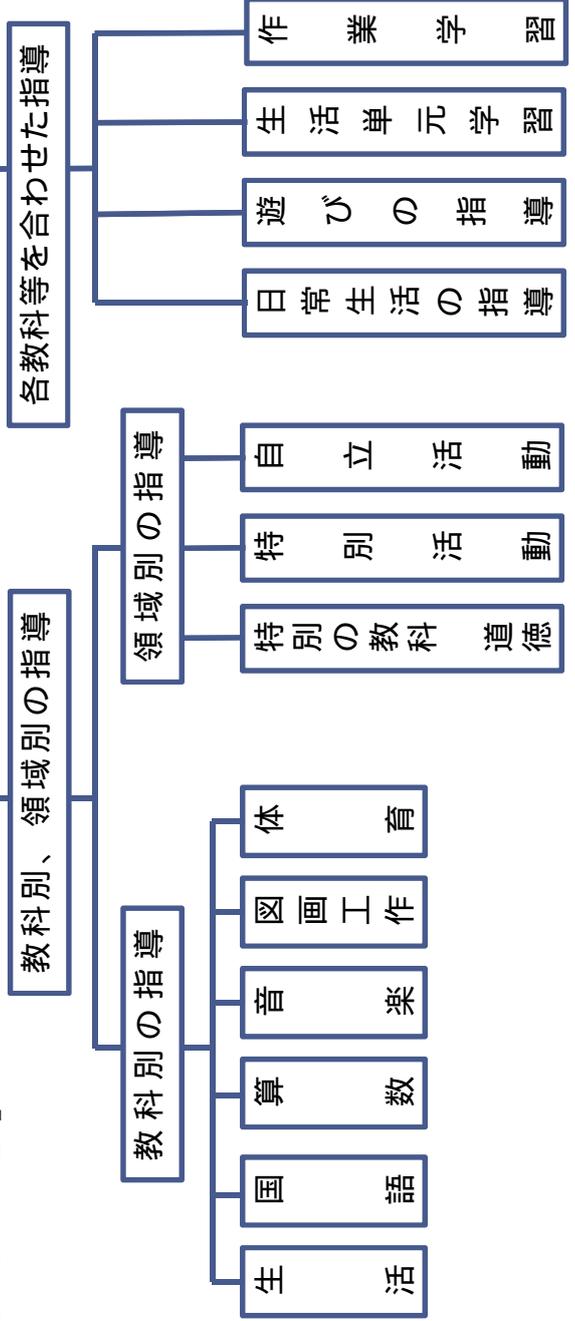
# 特別支援学校（知的障害）の教育課程の構造について

[ 教育課程の基本的内容 ]



特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）において、知的障害を併せ有する児童生徒に対する教育を行う場合を含む

[ 指導の形態 ]



# 各教科等を合わせた指導について

各教科等を合わせて指導を行う場合は（特別支援学校学習指導要領解説総則編等）

各教科等を合わせて指導を行う場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されている。

	指導の形態について	各教科との関連について
<b>日常生活の指導</b>	日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。	生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が取り扱われる。
<b>遊びの指導</b>	遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。	生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われる。
<b>生活単元学習</b>	生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。	広範囲に各教科等の内容が扱われる。
<b>作業学習</b>	作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。	職業・家庭科の内容だけでなく、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

特別支援学校学習指導要領（小・中学部）内容等の取扱いに関する共通事項

（略）各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。 【前回の改定で新たに明記された内容である】（\*なお、高等部も同様である）

# 学習評価について

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について  
 (通知) (平成22年5月1日) (抜粋)

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等  
 指導に関する記録

1 各教科の学習の記録

特別支援学校(知的障害)小学部における各教科の学習の記録については，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す小学部の各教科の目標，内容に照らし，具体的に定めた指導内容，実現状況等を文章で記述する。

様式2 (指導に関する記録)

		各教科・特別活動・自立活動の記録					
		1	2	3	4	5	6
学年							
教科等							
生活							
国語							
算数							
音楽							
図画工作							
体育							
特別活動							
自立活動							

目標に準拠した評価を行うが、観点ごとに評価することとせず、学習評価における観点を示していない



## 教育課程企画特別部会 論点整理

### 成果と課題

#### 【成果】

現行の特別支援学校学習指導要領（高等部）では、「キャリア教育の推進」、「産業現場等における長期の実習を取り入れる」等が新たに明記され、各校で地域等と連携した実際的な指導が充実してきている。

【地域と協働した取組の例】高齢者のグループホーム等にでかけ、カフェをサービスする学習に取り組むなど児童生徒が目的意識をもって学習意欲を高めたりすることのできる技能検定等が開発され、地域の実態に応じた技能検定大会などが実施されている。

【例】宮崎県特別支援学校チャレンジ検定など

#### 【課題】

【文部科学省キャリア教育・就労支援等の充実事業成果報告書から】

- ・小学部の児童や知的障害の程度が重度の児童生徒が取り組めるように段階的に級を定めた技能検定の開発が課題。（京都府）
- ・ワークキャリアのための実践の一層の向上に加え、ライフキャリアの充実にも力点を置き、小・中・高等部一貫したキャリア教育を実施するための土台作りが必要である。（佐賀県）
- ・児童生徒のキャリア発達を促す授業の構成、実施方針についての更なる研究が必要である。（金沢大学）

【特総研専門研究B-253（平成22年3月）研究成果報告書P161から一部編集】

- ・小学部ではキャリア教育と聞いただけで、「職業教育は小学部には関係ない」という意識が一部にある。どのようにしてキャリア教育を伝えていくのが課題。
- ・障害の程度が重度の児童生徒への取組など、当該児童生徒を指導する教員に対して、キャリア教育の概念が浸透していない現状。

#### 2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

(1) 新しい学習指導要領等の在り方について

(人生を主体的に切り拓くための学び)

(略) 子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、**一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。** 学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれからの人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育、特別支援学校

また、特別支援学校においては、(略)特に、幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実、これからの時代に求められる資質・能力を踏まえた、**障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実**、知的障害のある児童生徒のための教科の改善・充実に図ることが求められる。

### 改善・充実の方向性

**幼稚園、小学部段階から、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す「キャリア教育の推進」を明確にする。**

- ・小・中・高等学校等に準じた改善の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえた検討。
- ・キャリア教育は、キャリア発達を支援する教育であることの考え方の具体を示す。

- ・キャリア教育は、育成すべき資質・能力を踏まえ、幼稚園、小・中学部、高等部段階から実施するものであることを踏まえ、展開例や留意点を示す。

**障害の程度が重度の児童生徒のキャリア教育の考え方に  
ついて、キャリア発達の視点から示す。**

**キャリア発達の視点を踏まえた学習状況評価の充実。**

**キャリア発達を支援するためのカリキュラム・マネジメントの具体を示す。（教育活動全体への働きかけの仕組み）**

# 重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性（案）

平成28年4月13日  
 教育課程部会  
 特別支援教育部会  
 （第7回）資料4-3

学習指導要領及び学習指導要領解説において、

- ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての基本的な考え方を更に具体的に示すことが必要ではないか。
- ・ 重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の留意点

教育課程の取扱い	「解説」に示されている適用する際の留意点	現状と課題	改善・充実の方向性
<p>準ずる教育（目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む）</p> <p>当該学年前学年・前学部代替の適用</p> <p>知的障害のある児童生徒のための各教科代替の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進捗とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要。</li> <li>・ 特に、系統的な学習を主とする場合には、<u>教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要。</u></li> </ul>	<p>【平成26・27年度 特別支援教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会（提出資料）/56都道府県市】</p> <p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述/27都道府県市</p> <p>（記述された課題例）</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 替える根拠の判断 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「解説」に示されている本規定を適用する際の留意点について、その基本的な考え方について、更に分かりやすく解説してはどうか。</li> <li>・ 第2章「各教科」第1節には障害種別に「指導内容の精選等」が示されているが、その基本的な考え方について、更に具体的に整理し、解説してはどうか。</li> </ul>
<p>自立活動を主とした教育の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、（中略）<u>段階的、系統的な指導</u>が展開する。</li> <li>・ 重複障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様（中略）心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要（中略）<u>重要な意義を有する。</u></li> </ul>	<p>【準ずる教育課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導内容の精選の在り方 等</li> </ul> <p>【知的障害教育の各教科代替】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学級で前学年（部）の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等</li> </ul> <p>【自立活動を主とした教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的障害教育の各教科の指導についての検討 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校（部）段階間における各教科等の「学びの連続性」の考え方について整理し、解説してはどうか。</li> <li>・ 自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方についての考え方や、教科と自立活動の指導目標設定の関係性を具体的に整理し、解説してはどうか。</li> </ul>

改善・充実の方向性

教育課程企画特別部会「論点整理」

各教科等を学ぶ本質的意義の捉え直し  
各学段段階における各教科等で育成すべき  
資質・能力の整理  
目標・内容の検討  
学習のプロセスの検討  
目標に準拠した評価の観点の検討 など

特別支援教育を取り巻く現状

インクルーシブ教育システム構築の進展を  
踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」  
における児童生徒の十分な学びの連続性を  
確保していく観点から、小・中学校等と知  
的障害のある児童生徒のための**各教科の関  
連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求め  
られている。

- 中学校特別支援学級卒業者のうち高等部  
への進学者数の割合  
...64.3%（H26.3卒業者）

特別支援教育部会（第7回）の意見

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」  
の適用をする際、小学校等と知的障害のある  
児童生徒のための各教科の連続性をどのよう  
に捉えたらよいか、現場の悩みがある。  
児童生徒が通常の学級、特別支援学級、特別  
支援学校などと、多様な学びの場で学習する  
現状もあり、連続性のあるカリキュラムを迫  
求していく必要がある。  
各教科の教育内容を保障することを前提とし  
ながら、自立活動に「替える（指導の方向性  
を変更する）」という手続きや判断をどのよ  
うに捉えたらよいか、現場の悩みがある。

小・中学校等の各教科との接続、小学部等の教育課程の連続性

「**重複障害者等に関する教育課程の取扱い**」を踏まえ、**小・中学校等の教科と、  
知的障害のある児童生徒のための教科の考え方を整理**

現行学習指導要領に示されている知的障害のある児童生徒のための各教科の目標  
及び内容等について、以下の視点から改訂してはどうか。

(各教科で育成すべき資質・能力)小・中学校等の改訂に準じる。

(各教科の目標)小・中学校等の改訂に準じる。

(段階)各教科の各段階の領域ごとに目標を設定してはどうか。

- ・小・中学校等の各学年の領域に対応した目標の系統性と関連づけた整理をしてはどうか。
- ・1段階の目標については、2段階がめざす各領域の目標との系統性を考慮し、幼稚園教  
育要領に示されるねらいのほか、発達の初期段階に関する先行研究を参考に、具体的  
に整理してはどうか。
- ・1段階の目標と自立活動の目標との関連や目標設定の手続き等を具体的に解説しては  
どうか。

(内容)各段階の領域ごとに示された目標の系統性を踏まえながら、小・中学校等の  
学習指導要領に示されている内容との連続性に基づいて整理してはどうか。

・小・中学校等の改善を踏まえ、領域などの表現や構成を整理してはどうか。

(内容の取扱い)次のことについて、学習指導要領の「第2 指導計画の作成と各教科  
全体及び各教科の内容の取扱い」に明記してはどうか。

- ・各学部で各教科の各段階の領域ごとに目標を設定した場合、既に各学部の段階の目標  
を達成している児童生徒のために、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、  
各学部に対応した学段段階までの学習指導要領を参考に指導できる、としてはどうか。

(評価)小・中学校等の改訂に準ずる。

**小学校の改訂や教育課程の連続性を踏まえた特別支援学校（知的障害）小学部  
における外国語活動の導入についての検討**

- ・外国語に親しんだり、外国の文化についての理解や関心を深めたりするため、児童の  
実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、小学校における外国語活動を設定する  
ことができる、としてはどうか。

**カリキュラム・マネジメントの考え方や検討の道筋について整理**

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にする段階、教育内容を踏まえて指導計画を  
作成する段階、個別の指導計画と授業等とのつながりなど、カリキュラムの総体的な可  
視化をしながら解説してはどうか。
- ・重複障害のある児童生徒の教科等の目標及び内容を変更する際の手続きを整理してはどうか。